

令和5年度事業計画書

第1 当面する課題

1 交通の安全と円滑

令和4年中の鳥取県下の交通事故は、件数及び負傷者数とも平成17年以降18年連続して減少し、死者数は前年と比べて5人の減少となり14人でした。これは、統計を取りはじめた昭和23年以降で、昭和24年の9人に次いで最小でした。

また、高齢者の死者数は前年より5人減少し6人でしたが、死者数全体に占める年齢別構成率は、高齢者が42,9%と最多となっています。

今後とも、鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、子どもや高齢者等への思いやり運転の推進など、県警察を始めとする関係機関・団体と連携、協力しながら、鳥取県交通対策協議会主唱の「令和5年度安心とっとり交通安全県民運動」を基本とし、「ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離」をスローガンに、本年度の事業活動を推進し、交通事故のない安全で快適な社会の実現を目指す。

事業活動の重点

- ① 子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止
(特にチャイルドシートの正しい使用と全ての座席のシートベルト着用の徹底)
- ② 自転車の安全利用の推進(特に乗車時のヘルメット着用推進)
- ③ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止(特に反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)
- ④ 歩行者の安全の確保(特に横断歩道における歩行者保護の徹底)
- ⑤ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

2 組織の強化

県・地区協会の連携を緊密にして、交通安全活動を推進する民間団体の中核であることを自覚するとともに、長年に亘る活動及びその実績に対する誇りを根幹として、地域住民の理解と協力を得て、関係機関・団体と連携・協力しながら、交通安全活動を推進することが必要である。また、社会情勢に対応した組織改革と、各免許センター及び各地区協会における更なる窓口サービスの向上に努める。

第2 実施事業

1 広報・啓発事業

(1) 交通安全運動の実施、交通安全各種大会の開催等

① 春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通安全県民運動等の実施

新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアの活用、チラシ、ポスター等の作成・配布、街頭キャンペーンの展開等により、交通事故防止に必要な情報提供や安全運転の呼びかけを行う。

また、各地区協会等において、交通安全住民大会等を開催して、交通安全意識の高揚を図る。

② 広報紙「交通とっとり」の発行

県民の交通安全意識の普及・高揚を図るため、概ね年2回発行し、県下の自治体、関係機関・団体、事業所等に配布するとともに、各自治会を通じて各家庭に回覧する。

各地区協会においても、「地区協会だより」を発行・配布する。

- ③ ホームページ、フェイスブック等による情報提供
 ホームページ、フェイスブック、ツイッター上に各種安全対策、安全活動等の交通安全に関する最新情報やトピックス等を掲載するとともに、DVD、チャイルドシートの無料貸出し等の情報発信を継続して実施する。
- ④ DVD 等交通教育教材の貸出
 子ども、高齢者、自転車、自動車運転者、シートベルト(チャイルドシート)、飲酒運転根絶等の各種交通安全テーマに応じた DVD ビデオ等視聴覚教材を整備し、交通安全教室等で活用するとともに、県民からの貸出しにも対応する。
- (2) 飲酒運転根絶運動の展開
 飲酒の機会が増える行楽シーズン(4月上旬から5月中旬)、猛暑シーズン(8月中)、年末年始シーズン(12月中旬から1月中旬)、及び各期の交通安全運動期間中を中心に飲酒運転根絶住民大会や、参加・体験・実践型の飲酒運転体験研修会等を開催するとともに、「ハンドルキーパー運動」の啓発・普及を図るため、広報啓発チラシの作成・配布及び協会職員等による飲食店等に対する巡回訪問を実施する。
 また、協会役員等による、郊外飲食店等の巡回訪問を実施して、昼間飲酒運転の防止対策を推進する。
- (3) 運転者対策
 - ① 安心とっとり交通安全県民運動の実施
 鳥取県交通対策協議会、鳥取県警察と連携し、「令和5年度安心とっとり交通安全県民運動」を県民総ぐるみで展開されるよう新聞、チラシなどあらゆる広報媒体を積極的に活用した広報啓発を行うとともに、交通安全にみんなで参加する日のマナーアップ強化日(毎月1日・15日)には「思いやり」と「ゆずり合い」の実践などを県民運動として展開するなど交通安全意識を普及し、交通安全思想の高揚を図り、悲惨な交通事故の防止を図る。
 - ② 無事故・無違反コンクールの実施
 各地区協会は、数名が1組となって、3カ月間程度の期間中の無事故・無違反にチャレンジする無事故・無違反コンクールを実施し、運転者の安全運転の習慣付けを通じて交通事故防止を図る。
 - ③ 二輪車の安全運転講習会「グッドライダーミーティング鳥取」の開催
 4月16日(日曜日)、10月15日(日曜日)、鳥取県運転免許試験場において、事故特性を反映させた教育の一環として、鳥取県二輪車普及安全協会との共催により、二輪車の事故防止に寄与することを目的とした、安全運転講習会「グッドライダーミーティング鳥取」を開催する。
 - ④ ドライバーズセミナーシニアコースの開催
 10月頃、東部地区の自動車学校において、一般社団法人日本自動車連盟鳥取県支部(JAF)との共催により、高齢者を対象に、公道では体験できないことを自動車学校のコースにおいてマイカーで体験させることにより、「自己の運転技量」や「車両の限界・特性」を認識させる参加・体験型講習会「ドライバーズセミナーシニアコース」を開催する。
 - ⑤ ドライブレコーダーを活用した高齢運転者に対する個人指導の実施
 75歳以上の高齢者に対してドライブレコーダーを貸し出し、平素使用する自動車に取り付け、後日、保存された記録データを警察官が分析し、当該高齢者に対して個別に安全運転に必要な指導・助言等の支援を行い、高齢運転者の交通事故防止を図る。
 - ⑥ 企業・行政機関等に対する交通安全教室の開催
 交通安全意識の高揚及び交通事故防止を図るため、企業等からの要請に基づき専門的知識を有する職員を派遣し、交通ルール、安全運転知識等の講習を実施する。

(4) 子ども・高齢者対策

① 子ども・高齢者及び障がい者への思いやり運転推進運動の展開

4月及び、9月中、「横断歩道における歩行者保護の徹底」を広く呼びかけ、鳥取県交通対策協議会、鳥取県警察と連携し、ドライバーを始めとする県民に対し、交通事故に遭うリスクの高い子どもや高齢者、障がい者への思いやり運転、横断歩道付近での交通ルールへの遵守や交通マナーの向上等の呼びかけを各種広報媒体を通じて行うとともに、各地区協会役員等による現場指導を実施する。

② 子ども自転車大会の開催

6月24日(土曜日)、三朝町総合スポーツセンターにおいて、鳥取県警察との共催により、自転車競技を通じて小学校児童に自転車の安全走行に関する知識と技術を身につけさせるとともに、交通安全についての興味と関心を高めさせ、その習慣化を図るため、「交通安全子ども自転車鳥取県大会」を開催する。

なお、全国大会は、8月9日(水曜日)、東京都内で開催予定の「交通安全子供自転車全国大会」に同鳥取県大会の上位1チームを派遣する。

③ 高齢者自転車大会の開催

子ども自転車大会と同時開催で、6月24日(土曜日)、三朝町総合スポーツセンターにおいて、高齢者に対し自転車乗車中の交通ルールとマナーの向上と、加齢に伴う身体機能の低下を再認識してもらうため、「交通安全高齢者自転車鳥取県大会」を開催する。

④ 各種反射材用品の普及活動及び着用指導

高齢者を対象とした、夜間における歩行者・自転車事故の防止を図るため、各種反射材用品を地区協会において、現場指導の際等に配布するとともに、着用指導を行う。

⑤ 交通安全作文・ポスターの募集

県内の小・中学生を対象に、交通安全に関する作文・ポスターを募集し、優秀作品を広報・啓発用ポスター・チラシとして活用するほか、ポスターを交通安全県民大会等で展示する。

⑥ 新入学児童に対する交通安全用品の配布

県下全新入学児童に交通安全用品(下敷き)を配布する。

(5) 自転車対策

① 協会役員等による街頭指導

広報紙等の活用及び協会役員等の現場指導による自転車運転中の携帯電話の使用、傘差し禁止の広報を実施する。

② 自転車教室の開催

警察署、地区協会等と連携し、小・中・高等学校の児童・生徒及び高齢者等を重点に、学校、地域において、自転車の安全点検、反射材の取り付け等についての自転車教室を開催する。

③ 全ての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用の広報啓発

令和4年11月1日に改定された「自転車安全利用五則」の周知と道路交通法改正に伴い、令和5年4月1日施行となるヘルメット着用の義務化を促進するため、フリー懸賞を設けたイベントを行い広報啓発を図る。また、交通事故を起こした場合、損害賠償の保険が付加されているTSマークの普及活動を図る。

2 表彰事業

交通安全意識の高揚を図るため、多年にわたって交通安全のために積極的に活動し、顕著な功労があった個人・団体及び永年にわたって安全運転を行い、他の運転者の模範となっている運転者等を賞揚する。

(1) 鳥取県交通安全協会長表彰

鳥取県交通安全協会表彰規程に基づき、鳥取県警察本部長との連名及び県協会長単独で、交通功労者、優良運転者等を表彰する。

(2) 地区協会長表彰

各地区協会において、警察署長との連名及び地区協会長単独で交通功労者、優良運転者等を賞揚する。

(3) 鳥取県交通対策協議会長表彰の上申

交通対策協議会の表彰規程に基づき、交通功労者、優良運転者等の鳥取県交通対策協議会長表彰の上申を行う。

(4) 警察庁長官・一般財団法人全日本交通安全協会会長連名表彰等の上申

全日本交通安全協会の表彰規程に基づき、交通功労者、優良運転者等の警察庁長官・一般財団法人全日本交通安全協会会長連名表彰等の上申を行う。

(5) 中国四国管区警察局長・中国五県交通安全協会会長表彰の上申

中国五県交通安全協会表彰の表彰規程に基づき、交通功労者、優良運転者等の中国四国管区警察局長・中国五県交通安全協会会長連名表彰の上申を行う。

第3 その他事業

1 鳥取県警察手数料収納事業

鳥取県との委託契約に基づき、各地区協会及び各センターにおいて、鳥取県警察手数料収納業務委託事業を行う。

2 写真撮影事業

各センターにおいて、運転免許の県外転入者、原付免許等の新規申請者用の写真を撮影する。

3 物資販売事業

斡旋物資等の取り扱い販売を行う。

4 安管事務受託事業

各地区協会において、各地区安全運転運行管理者協議会の事務を、各地区安管との委託契約に基づき行う。

5 運転者講習事業

(1) 処分者及び違反者講習

鳥取県との委託契約に基づき、鳥取県安全運転学校において、処分者講習及び違反者講習を行う。

(2) 更新時講習

鳥取県との委託契約に基づき、各運転免許センターにおいて、更新時講習を行う。

6 道路使用調査事業

鳥取県との委託契約に基づき、鳥取・米子警察署管内における道路使用許可申請に係る履行状況等の現地調査業務を行う。

7 自動車保管場所現地調査事業

鳥取県との委託契約に基づき、自動車の保有者から申請のあった、鳥取県内の自動車の保管場所について現地調査を行う。

8 自動車保管場所のデータ入力事業

鳥取県との委託契約に基づき、鳥取・米子警察署管内における自動車保管場所管理システムへのデータ入力とデータの重複有無の確認等の業務を行う。

9 運転免許更新通知事業

鳥取県との委託契約に基づき、運転免許証更新通知書を作成し、該当者に発送する。

第4 その他

1 窓口サービス等の向上

- (1) 免許センター、各地区協会等における窓口サービスの向上
- (2) 会員特典の拡充や、入会者に好評な免許証ケース等の交付
- (3) 中部センター日曜窓口の対応
- (4) コロナウイルス感染予防対策の徹底

2 会議・研修会等の開催・出席・受講

- (1) 全日本交通安全協会関係会議・研修会
- (2) 交通安全国民運動中央大会
- (3) 中国五県交通安全協会関係会議
- (4) 県交通安全協会主催の会議・大会・研修会・検討会
- (5) 関係機関・団体主催会議
- (6) 各種の研修・講習会
- (7) その他